日調連発第２８３号
令和２年１２月３日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について（お知らせ）

土地家屋調査士が日常の業務において遵守すべき新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止ガイドラインについては、本年7月15日付け日調連発第122号をもって通知したところでありますが、この度、法務省民事局民事第二課から別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

１．基本的な感染防止対策の実施
〇マスクを着用
（ウイルスを移さない）
〇人と人の距離を確保
（１ｍを目安に）
〇「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
〇3密を避ける、大声を出さない

『5つの場面』
場面１：飲酒を伴う懇親会
場面２：大人数や長時間におよぶ飲食
場面３：マスクなしでの会話
場面４：狭い空間での共同生活
場面５：居場所の切り替わり

２．寒い環境でも換気の実施
〇機械換気による常時換気を
（強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。）
〇機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！）
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
（例：使用していない部屋の窓を大きく開ける）
〇飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下（*）を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

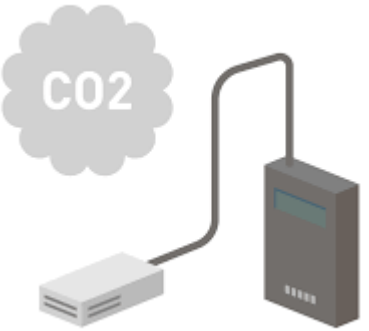

CO2センサー

３．適度な保湿（湿度40%以上を目安）
〇換気しながら加湿を
（加湿器使用や洗濯物の室内干し）
〇こまめな拭き掃除を